**令和７年度**

**伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１**

**緊急時対応体制構築業務委託**

**プロポーザル実施要領**

**伊勢崎市**

**清掃リサイクルセンター２１**

**１．業務目的**

伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１では、１日あたり約１５０ｔの燃えるごみが搬入されており、２４時間体制で３基の焼却炉により、焼却処理を行っている。

本施設は供用を開始してから、２５年が経過しており、焼却炉等の施設の老朽化が進んでいることに加え、不適正なごみの搬入により、施設の稼働を停止せざるを得ない状況が多数発生しており、施設の安定した稼働を維持することが課題となっている。

このような状況を踏まえて、本施設が事故や広域的な自然災害の発生により、燃えるごみの処理が出来なくなるとともに、周辺の市町村の支援も得られない状況となった場合には、民間事業者との協働により、搬入される燃えるごみについて、迅速かつ適正な対応を図り、円滑に外部搬出する方策を構築しておく必要があると考えている。

ついては、本業務は、伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１緊急時対応体制構築業務として、本施設に搬入される燃えるごみについて1日あたり３０ｔ、延べ５日間、別途に受入れを行い、緊急時の対応体制の構築を図り、外部搬出を行うものである。

本業務の実施にあたっては、緊急時の燃えるごみの搬入-搬出に関する導線計画、燃えるごみの仮置き場の設置位置、積込みに必要な重機及び掛かる時間、運搬に必要となる車両の種類及び台数について検証を行い、不測の事態への備えを行うとともに、職員が実地の訓練を通して経験を積み重ねることにより、緊急時における対応体制を構築するものである。

また、緊急時における民間事業者との協働の形成を図り、搬入される燃えるごみについて、円滑な積込み、運搬、処分を実施するものである。

加えて、市外に一般廃棄物を搬出する場合には、搬出先の地方公共団体との「事前協議」が必要になることから、本業務により「事前協議」を締結しておくことにより、不測の事態が生じた場合には、迅速な対応が可能となるものである。

**２．業務概要**

**(１)業務名**

清掃リサイクルセンター２１緊急時対応体制構築業務委託

**(２)履行予定期間**令和７年８月１日から令和７年１０月３１日まで

**(３)業務内容**

本業務は、本施設に搬入される燃えるごみについて１日あたり３０ｔ、延べ５日間、別途に受入れを行い、緊急時の対応体制の構築を図り、外部搬出を行うものである。

外部搬出にあたっては、本施設からの燃えるごみの積込み、運搬、焼却処理施設における焼却処分及び、燃えるごみを処分した焼却処理施設からの焼却灰の運搬、埋立処理等に係る一連の業務を適正に行うものとする。

また、受注者は、下記について綿密な協議を行うとともに、燃えるごみの処理に関する経過状況や集計結果、課題等の提出を行うこととする。

* 燃えるごみの搬入-搬出に関する導線計画について
* 燃えるごみの仮置き場の設置位置について
* 積込みに必要な重機及び掛かる時間について
* 運搬に必要となる車両の種類及び台数について
* 本業務に係る運搬、中間処理施設及び最終処分場等との協働について
* 搬出先の地方公共団体との「事前協議」について

本業務の燃えるごみの積込み、運搬、処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）によるとともに、環境省通知（環廃対発第080619001号及び環廃対発第1410081号）による「廃棄物処理法上、市町村は一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。」及び、「委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。」等のことに基づいて、適正に業務を行える者をプロポーザルにより選定して受注者とする。

また、これを踏まえて、本業務における燃えるごみの処分に係るｔあたりの見積もり額を参考として提出するものとする。

**３．参加資格要件**

本プロポーザルに参加しようとするものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づき、業務を遂行できるものであること。
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルに該当しない者であること。この場合は、申請者の部分は、受注者に読み替えるものとする。
3. 委託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、委託業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
4. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
5. 契約締結時までの間に群馬県及び伊勢崎市から指名停止措置を受けていない者であって、伊勢崎市入札参加資格登録されている者であること。なお、契約締結の日までに登録される予定の者も含む。
6. 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生または更生手続開始の申し立てがなされていないこと。ただし、再生または更生手続き開始決定を受けている者は、この限りではない。
7. 令和元年度から令和６年度までに、地方公共団体又は一部事務組合等から排出される一般廃棄物の収集運搬及び処分を受託し、かつ、履行を完了した実績があること。様式４に示す類似業務受注経歴書にて確認が行えること。
8. 本業務の公告日から契約予定日（令和7年８月１日（金）予定）までの間に、上記①～⑤のうち、いずれか一つでも満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すことがある。

**４． 選定方法**

**(１)審査委員会**

伊勢崎市緊急時対応体制構築業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、審査を行う。ただし、委員会は参加者以外非公開とする。

**(２)審査方法**

審査は、委員会が別に定める審査基準を用いて行う。

本プロポーザルの二次審査により、本要領の２.業務概要の(３）業務内容について、最優秀者（優先交渉権者）1者及び次点者（次点交渉権者）１者を特定する。

特定を行った最優秀者（優先交渉権者）１者と、契約の交渉を行うとともに、見積書の徴取を行う。

また、最優秀者（優先交渉権者）に事故等があり、契約の交渉、見積書の徴取が不可能となった場合、もしくは不調となった場合は、次点者（次点交渉権者）を契約の交渉、見積書の徴取の相手方とする。

**(３)一次審査の実施**

参加表明書等の提出期限は、令和７年６月２３日（月）午後４時までとする。

一次審査の実施は、令和７年７月２日（水）を予定している。

一次審査は、本要領の６.参加方法（１）一次審査提出書類に示すア.参加表明書（様式１）、イ.業務実施体制調書（様式２、３）、ウ.類似業務受注経歴書（様式４）について、参加資格要件の確認など一次審査を行い、上位２者に企画提案を依頼する。

ただし、参加希望者が２者以下である場合は、一次審査を省略し、二次審査においてプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施する。

**(４)一次審査の結果通知**

一次審査の選定の結果については、令和７年７月４日（金）午後４時までに通知することを予定している。

また、結果は、参加表明書の提出者全員に通知するものとし、その通知方法は電子メールによるものとする。

**(５)二次審査の実施**

一次審査にて選定された提出者より、本要領の６.参加方法(３)二次審査提出書類に示す企画提案書の提出を受け、プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、本要領の２.業務概要の(３）業務内容について、最優秀者（優先交渉権者）1者及び次点者（次点交渉権者）1者を選定する。

プレゼンテーション・ヒアリングの実施予定日等、現時点で想定している実施方法は次のとおりである。

1. 実施予定日　令和7年７月２８日（月）
2. 実施予定場所　伊勢崎市役所　東館３階　災害対策室
3. 実施内容　１者につき個別に企画提案書の説明（２０分程度）

説明後、委員会から質疑応答 　　 （１０分程度）

**(６)プレゼンテーションに係る留意事項**

説明者は３名以内とすること。提案の説明に使用する資料は、企画提案書の様式のみとし、パソコン及び模型等の使用は不可とする。ただし、提出された企画提案書を拡大したボードを持参して、又は会場に用意されたホワイトボードを使って説明を補うことは可とする。

**(７)二次審査の結果通知・公表する内容**

二次審査の選定の結果は、企画提案書の提出者全員に通知するものとし、その通知方法は電子メールによるものとする。なお、特定された最優秀者（優先交渉権者）の氏名等については、後日、伊勢崎市ホームページにて公表する。また、優先交渉権者に対する通知は契約者として決定したものではない。

**(８)契約の交渉・見積書の徴取**

本契約の交渉・見積額の徴収については、令和７年７月３１日（木）に実施することを予定している。

伊勢崎市は、本要領の２.業務概要の(３）について、二次審査の結果選定された最優秀者（優先交渉権者）1者と業務委託にかかる契約の交渉、見積書の徴取を行う。ただし、最優秀者（優先交渉権者）に事故等があり、契約の交渉、見積書の徴取が不可能となった場合、もしくは不調となった場合は、次点者（次点交渉権者）を契約の交渉、見積書の徴取の相手方とする。

**５．選定スケジュール（予定）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 実施内容 | 日程 |
| 1 | プロポーザル公告（ホームページに掲載）参加者表明書の提出期限 | 令和　7年　６月　５日（木）から令和　７年　６月２３日（月）　　　　　午後４時まで　※郵送不可 |
| 2 | 一 次 審 査 | 参加表明書等に関する質問書の受付期間（電子メールによる送付のみ受付） | 令和　7年　６月１２日（木）から令和　7年　６月１８日（水）まで午後４時まで　※郵送不可 |
| 3 | 参加表明書等に関する質問書への市回答（ホームページに掲載） | 令和　7年　６月２０日（金）まで |
| 4 | 参加表明書等の提出期限 | 令和　７年　６月２３日（月）まで午後４時まで　※郵送不可 |
| ５ | 1次審査 | 令和　７年　７月　２日（水）午後２時から |
| ６ | 企画提案書の提出依頼、非選定通知書の送付（電子メールにて送付） | 令和　７年　７月　４日（金）午後４時まで |
| ７ | 二 次 審 査 | 企画提案書の提出期限 | 令和　７年　７月１８日（金）午後４時まで　※郵送不可 |
| ８ | プレゼンテーション・ヒアリング | 令和　７年　７月２８日（月）午後２時から |
| ９ | 企画提案書の特定・非特定通知書の送付（電子メールにて送付） | 令和　７年　７月３０日（木）　　　　　　　　　　　午後４時まで |
| 10 | 見積書の提出及び契約協議 | 令和　７年　７月３１日（木） |

※今後の社会情勢等により、日程等が変更となる場合があります。

**６．参加方法**

**(１)一次審査提出書類**

本プロポーザルに参加するものは、次の表に示す書類を各様式に基づき作成し、６部を提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 |  |
| ア　参加表明書 | 様式１ |  |
| イ　業務実施体制調書 | 様式２、３ |  |
| ウ　業務実績書 | 様式４ |  |

本業務を行うにあたっての会社概要及び、処理対象物の積込み、運搬、処理に関する計画状況、各処理対象物のｔあたりの費用等について、様式２、３に記入し提出すること。

**(２)質問の受付及び回答**

1. 質問の方法

質問は、質問書（様式５）により電子メールにて、本要領９に掲げる担当課へ送付すること。電子メール以外での質問は回答しない。

なお、評価及び選定に関する質問は受け付けない。

1. 質問書の受付期間

令和７年６月１２日（木）から令和７年６月１８日（水）午後４時まで

③ 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和７年６月２０日（金）午後４時までに、市ホームページに掲載する。

**(３)二次審査提出書類**

二次審査に参加するものは、令和７年７月１８日（金）午後４時までに、次に示す書類を各様式に基づき作成し、６部を提出すること。

1. 提出書類

ア　企画提案書

企画提案書は、後述②のとおり作成し、下記の項目の視点に沿って、提案内容を分かり易く具体的に記載すること。また、別紙の特記仕様書を基に積極的な提案を行うこと。

・業務実施工程

・業務実施方針

・企画提案内容

・提案見積り

イ　業務工程表（任意様式）

　作業項目ごとに実施スケジュールが具体的にわかるように記載すること。

ウ　見積書（任意様式）

 見積書については２．業務概要の（３）業務内容について、ｔあたりの提案見積りを提出してください。

　提案見積りには、本業務を実施するにあたり必要とする全ての費用を含むものとする。

積込機材（回送等含む）費用、積込に係るオペレーター費用、運搬費用、中間処理費用、焼却残渣の運搬費用、埋立処理費用、業務実施に掛かる燃料費、環境協力金等を含むものとする。

提案見積りには、消費税及び地方消費税を除いた額と含んだ額を併記すること。

エ　搬出先の地方公共団体との協議

本業務は、プロポーザル後に速やかに実施を図る計画であり、燃えるごみ等の搬出先としている地方公共団体との事前協議に概ね１箇月程度を見込んでいる。

そのため、企画提案書作成にあたっては事前協議に要すると見込まれる時間を記載すること。

1. 作成上の留意点

ア　企画提案書は、A４版、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本すること。

イ　企画提案書の文字の大きさは、原則として１２ポイント以上とする。

ウ　使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、付近若しくは、同一ページ内に注釈をつけること。

エ　企画提案書の表紙には、あて先「伊勢崎市長」、タイトル「伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１緊急時対応体制構築業務委託」、提出年月日、会社名-代表者名を記載すること。

1. 提出部数

提出部数は、６部とし、あわせてＣＤ－ＲＯＭ等の電子媒体（提出書類をＰＤＦに変換したもの）を提出すること。

1. 提出及び提出方法

伊勢崎市役所環境部清掃リサイクルセンター２１

持参のみとし、事前に電話予約の上、来所すること。（郵送は不可）

住所：群馬県伊勢崎市柴町９５４

TEL ：０２７０－３２－３１６６（清掃リサイクルセンター２１直通）

1. 提出期限

令和７年７月１８日（金）午後４時まで

持参による受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後４時まで

1. その他
* 本提案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守したものとする。
* 本提案の作成に要した費用、応募に要した経費については、全て提案者の負担とする。
* 提出された企画提案書等については、提出後の差換え、変更、削除等をすることはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
* 提出された提出書類の著作権は、本市に帰属するものとする。
* 提出資料は、審査を行う作業に必要な場合において、複製を作成する。
* 提出された書類には、他地方公共団体の状況等が記載されていることから非公開とする。

**７．失格要件**

参加者が次の条件のいずれかに該当する場合には、提出された参加表明書及び企画提案書を無効とし、失格扱いとする。

① 提出期限を過ぎて提出された場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 選定の公平性を害する行為があった場合

④ 本要領３に示す参加資格要件を欠くことになった場合

⑤ 提出者（提出を予定している者を含む。）またはその関係者が、企画提案書の選定に関して、審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

⑥ プレゼンテーションに参加しなかった場合

1. その他要領に違反又は著しく信義に反する行為等、委員会が失格と認めた場合

**８．その他**

(１)辞退について

本プロポーザルへの参加申し込み後に、参加を辞退する場合は、書面（様式６）により、令和７年６月３０日（月）までに担当課まで持参すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(２)費用負担について

本プロポーザルに参加する費用はすべて参加する参加者の負担とし、本市は一切負担しない。

(３)その他

① 本プロポーザルは、参加者が１者の場合でもその提案内容を評価し、その結果が妥当であると委員会が判断した場合は、成立するものとする。

1. 特定された提案は、業務履行の段階で発注者の指示により変更を求める場合がある。
2. 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。
3. 審査結果及び結果に対する異議及び不服の申し立て等には一切応じない。
4. 本プロポーザル等に参加することにより、知り得た事項（仕様書の内容を含む）については、如何なる理由があっても他に漏らしてはならない。

⑥ 本募集要領に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び伊勢崎市契約規則等関係法令の定めるところによる。

**９．担当課**

伊勢崎市役所環境部清掃リサイクルセンター２１

所在地：〒372-0824　伊勢崎市柴町954番地

電話：0270-32-3166

FAX：0270-32-3068

E-mail：seisou-c@city.isesaki.lg.jp